

取組内容についての新旧対照表							
旧				新			
No.	重点課題	取組内容	今後の方向性	No.	施策	取組内容	今後の方向性
2	男女共同参画に対する情報提供の充実	広報紙やホームページ等 を利用し、男女共同参画に 対する意識を啓発してい きます。	○国の男女共同参画週間(6月23日～6月29日)、県の男女共同参画月間(10月)等 にあわせた広報	→No.5へ移動			
5	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する講演会や学習会などを開催 していきます。	○関係各課や関係団体と連携した講演会や学習会の開催	5	男女共同参画に関する情報提供・啓発事業の実施	男女共同参画に関する講演会、学習会や広報活動を実施していきます。	○関係各課や関係団体と連携した講演会や学習会の開催 ○国の男女共同参画週間(6月23日～6月29日)、県の男女共同参画月間(10月)等にあわせた広報、事業の実施
8	男女平等の視点に立った慣習の見直し	男女がともに家庭での責任を果たすための意識などの啓発講座を開催していきます。	○育児・家事・子育てなどをテーマにした講演会の開催 ○若年世代からシニア世代まで幅広い年代を対象とした多様な講座の開催	No.5と統合し、削除			
9	国際社会における男女共同参画の推進	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます。	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	7	国際交流における男女共同参画の推進	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます。	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進
10	性的少数者への理解促進	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	→No.54へ移動			
12	多様な選択を可能にする教育の充実	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。	○育児、家事などにおける男女共同参画の学習の推進	9	多様な選択を可能にする教育の充実	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。	○家庭、社会などにおける男女共同参画の学習の推進
		No.13と統合		10	多様な選択を可能にする教育の充実	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます。	○子どもによる男女平等をテーマとした話し合いの実施
16	男女を区別する慣習の見直し	男女混合名簿を広めています。	○男女混合名簿の継続利用 ○男女混合名簿を利用する学校の拡大	削除			
15	審議会などにおける女性の登用促進	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用を40%以上にしていきます。	○委員募集の際の広報・周知の推進 ○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進	15	審議会などにおける女性の登用促進	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用を進めます。	○委員募集の際の広報・周知の推進 ○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進

旧				新			
17	管理職などへの女性の登用促進	市女性職員の管理職への登用を促進していきます。	○管理職に女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	17	管理職などへの女性の登用促進と女性リーダーの育成	市女性職員の管理職への登用促進及び女性リーダーの育成をしていきます。	○管理職に女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底 ○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施の中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進
18	地域活動の役職などにおける女性の登用促進	女性リーダーの育成を支援していきます。	○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施の中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進			No.17と統合し、削除	
		性別に関わらず、地域活動などへの自分の名前での登録を促進していきます。	○活動主体である女性に対する、自分の名前での登録の呼びかけ			削除	
	地域活動への参画促進	PTA活動は、保護者が参加しやすい時間に活動していきます。	○保護者の意見を踏まえた事業の実施			削除	
19		地域活動への参画を促進していきます。	○地域ボランティアへの参画促進 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進	18		地域活動への参画を促進していきます。	○地域ボランティアへの参画促進 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進 ○地域活動団体の役職における女性の登用促進

旧				新			
22	女性の視点に立った防災対策の推進	防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮 ○男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の実施	21	ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進	防災の分野にジェンダー平等の視点やニーズを取り入れます。	○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮 ○ジェンダー平等の視点に立った避難所運営訓練等の実施
新規				24	男女平等の職場環境づくりの推進	女性の活躍推進に係る調査の実施及び広報活動を実施します。	○団体・企業に対して調査や取材を行い、情報紙を通じて団体・企業における女性の活躍推進についての事例の周知を行います。
27	女性の職業能力育成に対する支援	職業能力育成の講習会などへの参加を市民や企業に働きかけていきます。	○窓口等での働きかけ ○公民館講座でのパソコン講座の開催	26	女性の職業能力育成、再就職に対する支援	職業能力育成の講習会などへの参加を促し、女性の活躍・再就職を支援します。	○窓口等での働きかけ
35	子育て支援サービスの充実	児童クラブや学童保育所の受入数を拡充していきます。	○ニーズ調査の結果や実際の申込状況を踏まえての児童の受入拡充	33	子育て支援サービスの充実	放課後児童クラブや学童保育所の受入数を拡充していきます。	○ニーズ調査の結果や実際の申込状況を踏まえての児童の受入拡充 ○放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営事業の導入
36		子育て支援ボランティアの情報提供をしていきます。	○子育て支援団体同士の交流会の実施及び情報紙の充実・周知	34		子育て支援団体に関する情報提供をしていきます。	子育て支援団体の紹介・事業の周知
37	男女がともに家庭生活に関われる環境づくり	家事教室(料理、ゴミ分別講習など)を開催していきます。	○「エコ料理教室」の開催 ○「エコ料理教室」の周知による参加者の確保	35	男女がともに家庭生活に関われる環境づくり	削除	
		男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます。	○施設を新設する際の大人・子ども兼用のおむつ交換ベッドの設置推進 ○男性トイレへのベビーチェア、ベビーベッド設置の推進			男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます。	○今後施設を新設・改築する際に公共施設には多目的トイレを設置する。

旧				新			
38	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます。	○大学への講師派遣の依頼→ 削除 ○各団体・企業へ仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	36	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます。	○各団体・企業へ仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ
39		育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます。	○育児・介護休業制度の周知 ○企業等への働きかけ ○窓口等での男性への取得の働きかけ	37		育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます。	○育児・介護休業制度の周知 ○企業等への働きかけ ○窓口等での男性への取得の働きかけ
		パンフレットなどの配布を通じてファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供を行い、ファミリー・フレンドリー企業への登録を支援していきます。	○窓口等での働きかけ			削除	
		子育て期の就労者に対する雇用者への理解を促進していきます。	○窓口等での働きかけ			削除	
		新規		38		DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進し、効率的、柔軟な働き方ができる環境を整備します。	○デジタル人材の育成 ○デジタルツールの活用 ○テレワークの推進
43	妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり	妊産婦・乳幼児健康診査等を実施していきます。	○妊産婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査、5歳児すこやか発達相談の実施	42	妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり	妊産婦・乳幼児健康診査等を実施していきます。	○妊産婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、 2歳児歯科検診 、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査、5歳児すこやか発達相談の実施
		不妊治療などを支援していきます。	○一般不妊治療費用の一部助成			削除	
	生涯を通じた健康づくりの推進	こころの健康に関する取組を実施していきます。	○メンタルヘルス研修への市職員の参加促進 ○精神科医顧問による市職員向け講座の開催 ○こころの健康に関する知識の普及			削除	
		各種検診について受診を促し、受診率の向上を図っていきます。	○各種健診の受診勧奨			削除	

旧				新			
53	新規			52	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の整備	相談体制の充実と、相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○女性悩みごと相談体制の充実 ○市内のNPO等の法人が身近な場所で子育て等の相談窓口となり、当事者目線の寄り添い型の支援を実施 ○広報誌、ホームページなどによる相談窓口、支援の周知
54	性的少数者への理解促進	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	53	多様な性に関する理解の促進と性的少数者の人が暮らしやすい環境づくり	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の支援内容を拡充していきます。	○関係各課と調整し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者が利用できる支援内容の拡充
54	性的少数者への理解促進	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	54		チラシやリーフレットなどで人権意識の向上を働きかけます。	○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進
55	DVの防止の推進	広報紙・ホームページを利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。	○暴力をなくす運動(11月12日～25日)に合わせた広報	55	DVの防止の推進	暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。	○広報誌やホームページを利用し、暴力をなくす運動(11月12日～25日)に合わせた啓発の実施
57		広報紙・ホームページを利用し、児童虐待防止に対する意識を啓発していきます。児童の面前でのDV行為は、児童に対する心理的虐待に当たることの理解を図るための啓発活動をしていきます。	○児童虐待防止推進月間(11月)にあわせた広報	57		児童の面前でのDV行為は、児童に対する心理的虐待に当たることの理解を図るための啓発活動をしていきます。	○広報誌、ホームページを利用し、児童虐待防止推進月間(11月)にあわせた広報
58		すぐに対応できる相談体制と児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○家庭児童相談室の充実 ○相談室における専門職の知識の向上	58		すぐに対応できる相談体制と児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○家庭児童相談室の体制の充実 ○家庭児童相談室における専門職の知識の向上 ○要保護児童対策地域協議会等で関係機関とのネットワーク強化

旧				新			
61	総合的相談体制の 充実	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	62	多様性に 応じた総合的 相談体制の充実	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。	○相談員のDV被害者保護支援に関する研修への参加促進
62		DVの二次被害を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます。	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	63		DVの二次被害を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます。	○相談員のDV二次被害を防ぐための研修への参加促進 ○関係職員を対象にDV二次被害を防ぐための講座
65		顕在化しつつある男性のDV被害にも対応するため、男性でも相談しやすい体制づくりに努めていきます。	○子育て支援課で実施している「女性相談」が男性でも相談できることの周知 ○県の男性DV相談窓口についてホームページ等での周知	65		顕在化しつつある男性のDV被害にも対応するため、男性でも相談しやすい体制づくりに努めていきます。	○子ども家庭課で実施している「女性相談」が男性でも相談できることの周知 ○県の男性DV相談窓口についてホームページ等での周知
66		障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます。	○虐待の通報義務などの市民への周知 ○障がい者虐待防止における情報が収集できるネットワークシステムづくり	66		障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます。	○虐待防止に係る普及啓発 ○障がい者虐待防止に係る相談支援・相談対応の実施
68	早期発見体制の整備	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます。	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	68	早期発見・早期支援体制の整備	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます。	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底